

苫小牧市国民健康保険税課税限度額の改正（案）について【概要】

1 改正の目的

地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の法定限度額は、平成26年4月から基礎課税額51万円、後期高齢者支援金等課税額16万円、介護納付金課税額が14万円の合計81万円に定められています。

苫小牧市の課税限度額は、平成23年4月から基礎課税額50万円、後期高齢者支援金等課税額13万円、介護納付金課税額10万円の合計73万円であり、法定限度額より8万円低い状況となっています。

高齢化や医療の高度化などの影響により、国民健康保険の医療費や後期高齢者医療制度、介護保険制度へ納付する負担額も年々増加しています。増加する医療費などをまかなうためには、保険税の見直しなどの検討も必要となりますが、税額や税率の改正を行うことになると、低所得、中間所得の世帯への負担増を伴うことから、所得に応じた保険税負担の公平性を確保し、財政運営への影響の回避と財源の確保を図ることを目的として、現行の課税限度額を法定限度額に引き上げます。

この課税限度額の改正は、また、苫小牧市国民健康保険運営協議会に諮問し、課税限度額の改正をすることが適当であるとの答申をいただきました。

2 改正の内容

苫小牧市国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額を51万円、後期高齢者支援金等課税額を16万円、介護納付金課税額を14万円に改正し、平成27年度から平成29年度までの3か年で段階的に実施します。

課税限度額	現 行	改 正 後	引 上 額
基 礎 分	500,000円	510,000円	10,000円
支 援 分	130,000円	160,000円	30,000円
介 護 分	100,000円	140,000円	40,000円

各年度の課税限度額

課税限度額	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基 礎 分	500,000円	510,000円	510,000円
支 援 分	140,000円	150,000円	160,000円
介 護 分	120,000円	130,000円	140,000円

- 3 実施日
平成27年4月1日（予定）

4 限度額改正による影響世帯数

国民健康保険加入の26,281世帯（介護該当11,813世帯）のうち、限度額改正により影響がある世帯数は次のとおりです。

課税区分	限度額超過世帯数				影響率
	現 行	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
基 礎 分	331世帯	331世帯	324世帯	324世帯	1.3%
支 援 分	479世帯	412世帯	362世帯	313世帯	1.8%
介 護 分	345世帯	220世帯	184世帯	158世帯	2.9%

※平成26年度確定賦課時資料から算出。

5 限度額超過となる収入（所得）額

3人世帯で限度額超過となる世帯収入（所得）は次のとおりです。

課税区分	現 行	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基 礎 分 給与収入 (所得)	約733万円 (約540万円)	約733万円 (約540万円)	約747万円 (約552万円)	約747万円 (約552万円)
支 援 分 給与収入 (所得)	約621万円 (約443万円)	約670万円 (約483万円)	約714万円 (約523万円)	約758万円 (約563万円)
介 護 分 給与収入 (所得)	約558万円 (約392万円)	約669万円 (約482万円)	約719万円 (約527万円)	約768万円 (約572万円)

※夫が給与収入、妻と子は収入なし。夫と妻が介護該当での試算。